

# 変更手続き

標準処理期間  
(認定証書換え)  
14日

**変更後10日以内に主たる営業所の所在地を  
管轄する公安委員会（警察署）に提出する**

④ 戸籍謄本若しくは抄本  
・ 登記事項証明書 } を添付する場合は、変更後20日以内となります。

## 認定証記載事項の変更

変更事項	必要な添付書類
氏名	住民票の写し※注1
住所	
法人の名称	法人の 登記事項証明書
法人の主たる 営業所の所在地	

- ① 変更届出書
- ② 認定証
- ③ 上記の必要な添付書類
- ④ 群馬県証紙 2,100円

※ 認定証の記載事項にかかる変更届出は、  
有料です。  
また、新たな認定証を再作成します。

## 認定証記載事項以外の変更

変更事項	必要な添付書類	
随伴用自動車の入替	損害賠償責任保険契約等の締結を 証する書類(付保証書等)	
保険の更新・変更		
代表者の電話番号	なし	
法人代表者の氏名	法人の登記事項証明書	
・ 営業所の名称 ・ 所在地、電話番号	営業所の所在地を証明するもの (法人の所在地変更は、 法人の登記事項証明書が必要)	
・ 安全運転管理者 ・ 副安全運転管理者 の選任	① 住民票の写し ② 安全運転管理者等の 運転管理経歴証明書	
法人役員 の 氏名・住所	新任	① 法人の登記事項証明書 ② 役員住民票の写し(本籍記載 のもの)※注1 ③ 役員誓約書※注2 ④ 役員についての医師の診断書 ※注2
	再任・退任	法人の登記事項証明書
	氏名の変更	① 法人の登記事項証明書 ② 役員住民票の写し(本籍記載 のもの)※注1

- ① 変更届出書
- ② 上記の必要な添付書類
- ③ 手数料不要

随伴用自動車の入替、損害賠償措置(代行保険)  
の更新については、損害賠償責任保険契約等の  
締結を証する書類(付保証書等)の書面を添え  
提出して下さい。

(代行業法第8条第1項に規定)



※ 変更届出書等の必要書類は、トップメニューの書式のダウンロードから

問い合わせ先

- ・ 群馬県警察本部交通部交通企画課 027-243-0110(内線5034)
- ・ 各警察署交通課

注1 外国人は国籍が記載されたものとなります。  
注2 精神機能の障害により自動車運転代行の業務を適正に実施  
するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが  
できない者に該当しない旨の内容のものとなります。